



都市農地を守り農を実感できるまちを次世代へ！

～都市農地保全推進自治体協議会が国に要望書を提出～

19日、「都市農地保全推進自治体協議会」の前川耀男（まえかわあきお）会長（練馬区長）が、国土交通省の石井啓一国土交通大臣を訪問し、都市農地の重要性を訴えるとともに、都市農地の減少を抑え、農を実感できる都市環境をできる限り次世代へ残すことができるよう、制度の見直し等を要望した。

都市農地は、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育、コミュニティの醸成など多様な役割を担っており、都市住民にとってかけがえのない存在である。一方、農地面積は、都内だけでもこの10年間で約1,320ha(東京ドーム約281個分)減少しており、その保全が強く求められている。

今回、前川会長は、「本年5月に生産緑地法を改正していたとき、協議会として長年要望してきた生産緑地地区の指定に関する面積要件が緩和されたことなどに感謝申し上げる。生産緑地の貸借制度は画期的なこと、是非お願いしたい。貸借ができるようになると意欲ある農業者が経営規模を拡大する等、様々なメリットがある。この所管は農林水産省とのことだが国土交通省におかれても実現できるようお力添えをいただきたい。」等を石井大臣に対して要望した。

石井大臣は、本協議会の要望に理解を示し、「特定生産緑地制度を創設し、税制大綱において生産緑地同様の税措置を講じることとした。生産緑地の貸借に係る法律の整備については、我々としても農林水産省にしっかりとお願いしていきたい。都市農地の活用を是非進めていってほしい。」と話した。

同協議会は、都市農地（市街化区域内農地）を持つ東京都内の38区市町で構成され、都市農地保全を目指し、自治体が連携して取組を進めている（平成20年10月28日設立）。



石井国土交通大臣（左）へ要望書を手渡す前川会長（右）

【協議会による要望活動と都市農地の保全に向けた動き】

協議会は、平成20年から国に対し都市農業・農地の保全に向けた要望活動を行っている。

前川耀男練馬区長は、平成26年に会長就任後、国土交通省と農林水産省に一刻も早い都市農地の保全に関する法制度の整備や税制の見直しを要請してきた。そうした活動が実を結び、平成27年に都市農業振興基本法が成立し、平成28年には都市農業振興基本計画が策定された。また、本年5月には生産緑地法等が改正され、生産緑地の指定要件などが緩和された。

今後は、生産緑地の貸借制度の構築や相続税の納税猶予制度の適用範囲の拡大、自治体が農地を買い取る場合の財政支援などの早期実現を求めていく。

【国への要望内容等】 別紙資料のとおり

【問合せ】都市農地保全推進自治体協議会事務局（練馬区 都市農業課）

電話03-5984-1403